

うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会の概要

1 目的

うわまち病院跡地における看護系大学の設置に向け、「うわまち病院跡地に立地予定の看護系大学設置に関する基本的考え方（骨子）」（別添）に基づき、大学の運営形態、内容等、大学の設置のあり方等について諮問するための検討委員会を設置し、基本構想、基本計画の策定に向けた大学設置の方向性を決定するための答申を受けをすることを目的とする。

2 構成委員

- ・ 関係団体、学識経験者 計 7 名
（詳細は別添資料 1 委員名簿のとおり）

3 検討内容

- ・ 「うわまち病院跡地に立地予定の看護系大学設置に関する基本的考え方（骨子）」の内容について
- ・ 設置学科の方向性（看護学科、リハビリテーション学科）
- ・ 学生数等、学校の適正規模について
- ・ 市立看護専門学校との関連性について
- ・ うわまち病院跡地の活用について（利活用方針・エリアゾーニング等）
- ・ 大学運営形態について（事例分析等）
- ・ 大学運営に係る経営収支の検討

4 スケジュール（詳細は別添資料 3、4 のとおり）

時期	内容
令和 6 年 8 月 22 日	第 1 回検討会（諮問）
令和 6 年 10 月～11 月	第 2 回検討会（検討）
令和 6 年 11 月～12 月	第 3 回検討会（検討）
令和 6 年 12 月 ～令和 7 年 1 月	第 4 回検討会（答申内容審議）
令和 7 年 2 月	答申

うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会条例

令和6年6月28日

条例第28号

(設置)

第1条 うわまち病院跡地における看護系大学の設置の方針等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員(委員の職を退いた者も含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会 一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会（以下「委員会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 委員会は、原則として公開とする。ただし、検討内容等の都合により委員会の委員長（以下「委員長」という。）の判断でこれを非公開とすることができる。
- 3 委員会の傍聴者は、原則として市内に在住もしくは通勤、通学する者とする。
- 4 委員会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。
- 5 委員会の開催に係る市民等への周知については、「市ホームページ」または「広報よこすか」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された委員会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - （1）委員会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - （3）はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - （5）物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
 - （6）むやみに席を離れないこと。
 - （7）メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りではない。
 - （8）写真・ビデオ等の撮影、録音をしないこと。
 - （9）その他、委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

- 9 委員会の一般傍聴の実施に係る事務は、経営企画部企画調整課と民生局健康部健康総務課が行う。

(第1号様式)

うわまち病院跡地 看護系大学設置検討委員会
傍 聴 章
(お帰りの際は、お返してください)

- 1 この要領は、令和6年7月5日から施行する。